

科目等履修生を志望する方は、次の各号に掲げる書類をもって出願してください。

1. 提出書類

- 1) 科目等履修願（様式あり）
- 2) 履歴書
- 3) 最終学校の卒業(修了)証明書及び成績証明書
- 4) 健康診断書
- 5) 在職又は在学中のものは、所属長の承諾書(任意様式)
- 6) その他本学が必要と認める書類
※本学卒業後引き続き科目等履修生を志望する者は上記1)のみで可
※3)、4)、5)については、3か月以内に発行したものに限り

2. 出願資格

以下のいずれかに該当する者

- 1) 修士課程及び博士前期課程においては、大学院学則第25条に規定する資格(修士課程及び博士前期課程 入学資格)を有する女子
- 2) 博士後期課程においては、大学院学則第26条に規定する資格(博士後期課程 入学資格)を有する女子

3. 出願期間

前期(1・2Q)開講科目 2月10日 ～ 2月20日

後期(3・4Q)開講科目 8月10日 ～ 8月20日

※通年開講科目は、前期(1・2Q)開講科目と同時期の出願になります。

※土日祝日は受付していません。また、20日が土日祝日の場合はその直前の業務取扱日までにお願いしてください。

4. 科目等履修料 1単位あたり 14,800円**5. 履修可能科目及び単位数**

科目等履修生が履修できる授業科目は、当該年度に開講されている授業科目とします。

また、1年間に履修できる科目は、修士課程及び博士前期課程においては、12単位以内、博士後期課程においては、4単位以内となります。

6. 単位の認定

科目等履修生が授業科目を履修し、その試験に合格した場合は所定の単位を与え、願い出によって単位修得証明書を交付します。

証明が必要な方は、『科目等履修許可書』記載の履修期間内に教務企画班 窓口へお申し出ください。(即日発行は出来ません)

※履修期間を過ぎてお申し出の場合は、証明書手数料(400円/通)がかかります。

7. 許可の取消

以下のいずれかに該当する場合、履修の許可を取り消す場合があります。

- 1) 正当な理由なく科目等履修料を滞納し、督促を受けても納付しないとき
- 2) 本学の学則その他の規則に反し、秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為のあったとき

8. 学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険への加入について

学生の教育研究活動中の不慮の事故に備えて、上記保険に加入していただき、被害を受けた学生、加害事故を起こした学生への救済措置を図ることとしております。

当該保険は任意加入の保険とはなっておりますが、別途案内にて内容をご確認・ご検討のうえ、加入手続きをお願いいたします。

なお、教職課程を履修される方(教育実習参加)は、学研災・学研賠の加入は必須としております。

9. その他

通学用の定期券につきましては、対象外となります。学生証明書等の発行はできません。